令和4年度　御所浦一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する情報

更新　R5.4.1

省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

【1】水質検査　（毎月）

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）

放流水

検査項目	単位	排出基準		R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
			採取年月日	R4.4.28	R4.5.12	R4.6.27	R4.7.15	R4.8.24	R4.9.28	R4.10.25	R4.11.17	R4.12.23	R5.1.26	R5.2.17	R5.3.15
			結果年月日	R4.5.16	R4.5.27	R4.7.7	R4.7.25	R4.9.12	R4.10.11	R6.11.1	R4.12.1	R5.1.4	R5.2.7	R5.3.3	R5.3.23
水素イオン濃度（PH）	－	5.0～9.0	結果	7.3	7.4	7.4	7.6	7.1	7.5	7.4	7.2	7.6	7.4	7.1	6.9
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下		2	1未満	1未満	4	1未満	1未満	20	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下		7	7	4	4	5	6	11	8	7	3	3	5
浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下		4	4	3	4	4	4	3	3	2	1未満	3	3
大腸菌群数（省令対象外）	個/cm³	3000個以下		0	0	0	0	0	0	0	190	0	0	0	0
窒素含有量	mg/ℓ	120以下（日間平均60以下）		6	6未満	6未満	6未満	6未満	7	16	13	16	16	12	11

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）

放流水

検査項目	単位	排出基準		R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3
			採取年月日	R3.4.26	R3.5.26	R3.6.29	R3.7.30	R3.8.31	R3.9.27	R3.10.22	R3.11.25	R3.12.22	R4.1.20	R4.2.18	R4.3.1
			結果年月日	R3.5.12	R3.6.15	R3.7.6	R3.8.19	R3.9.17	R3.10.7	R3.11.4	R3.12.10	R4.1.11	R4.1.31	R4.3.2	R4.3.15
水素イオン濃度（PH）	－	5.0～9.0	結果	7.7	7.5	7.4	7.2	7.2	6.9	7.5	7.6	7.4	7.4	7.4	7.3
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下		31	2	1未満	1未満	1	3	8	5	1未満	1	6	2
化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下		14	5	6	4	4	8	23	10	8	6	37	16
浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下		4	2	1	4	1未満	1未満	5	1未満	4	2	33	26
大腸菌群数（省令対象外）	個/cm³	3000個以下		0	0	7	0	0	270	0	130	0	0	0	0
窒素含有量	mg/ℓ	120以下（日間平均60以下）		6未満	6未満	7	6未満	6未満	17	36	19	29	18	19	16

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）

放流水

検査項目	単位	排出基準		R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3
			採取年月日	R2.4.30	R2.5.12	R2.6.26	R2.7.22	R2.8.31	R2.9.25	R2.10.15	R2.11.30	R2.12.17	R3.1.21	R3.2.25	R3.3.10
			結果年月日	R2.5.11	R2.5.26	R2.7.7	R2.7.30	R2.9.15	R2.10.6	R2.10.23	R2.12.14	R3.1.6	R3.2.1	R3.3.7	R3.3.18
水素イオン濃度（PH）	－	5.0～9.0	結果	7.2	6.9	7.2	7.1	6.9	6.8	7.3	5.8	7.2	7.5	7.1	7.4
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下		3	1未満	2	1未満	1	1未満	1未満	1未満	1	1	8	3
化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下		8	10	6	5	5	4	3	6	5	4	11	9
浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下		2	2	2	2	2	7	3	62	14	2	4	4
大腸菌群数（省令対象外）	個/cm³	3000個以下		0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
窒素含有量	mg/ℓ	120以下（日間平均60以下）		17	18	6未満	6	15	12	6	12	6未満	6未満	11	23

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第2項第14号ハ(2)の測定値）

放流水				H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3
検査項目	単位	排出基準	採取年月日	H31.4.26	R1.5.23	R1.6.26	R1.7.12	R1.8.30	R1.9.27	R1.10.31	R1.11.21	R1.12.24	R2.1.30	R2.2.21	R2.3.9
			結果年月日	R1.5.10	R1.6.6	R1.7.8	R1.7.25	R1.9.9	R1.10.9	R1.11.6	R1.12.13	R2.1.7	R2.2.5	R2.3.2	R2.3.18
水素イオン濃度（PH）	－	5.0～9.0	結果	7.2	6.9	7.3	6.6	6.5	6.0	6.6	5.8	6.8	6.8	6.9	7.8
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下		3	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1	2	2
化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下		6	14	14	5	5	6	10	3	4	14	7	4
浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下		10	17	11	15	11	4	6	6	2	6	2	2
大腸菌群数（省令対象外）	個/cm³	3000個以下		0	20	25	0	0	0	0	12	0	0	0	0
窒素含有量	mg/ℓ	120以下（日間平均60以下）		22	36	54	6未満	24	21	38	33	22	29	16	6未満

【検査項目等の説明】

・水素イオン濃度（PH）　：物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。pH=7 の場合は中性、pH値が小さいほど酸性が強く、逆にpH値が大きいほどアルカリ性が強い。

・生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物などを酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。

・化学的酸素要求量（COD）　：水中の被酸化性物質量を酸化するために必要とする酸素量を表したもの。

・浮遊物質量（SS）　：水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶解性物質の量。浮遊物質の多い水は透視度が下がり、藻類の光合成を阻害する。

・大腸菌群数　：大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標としてかなり早い時期から使用されている。

・窒素含有量　：プランクトンが異常発生し、水質を汚濁する原因になる。

・塩化物イオン　：塩素イオンとは水中に存在する塩化物を言い、塩化物イオンの濃度は汚染の１つの指標となる。塩化物は主として生活排水中に含まれ、特にし尿には塩化物が多量にあるので、し尿を多量に含む下水は塩化物イオン濃度が高い。

・電気伝導率　：電気の通しやすさの尺度で、水中に溶解している物質の量を測定する。高い値ほど、水にさまざまな物質が溶解していることになり、一般的には汚い水といえる。

・排出基準　：健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第1項第5号ヘ、同条第2項第14号ハの測定値）

【2】-1 水質検査（年１回）　放流水

省令別表第１に定める検査項目		単位	排出基準	採取年月日 R4.11.17 結果年月日 R4.12.1 検査結果
アルキル水銀化合物		mg/ℓ	検出されないこと。	不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/ℓ	0.005以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
鉛及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
有機燐化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びｴﾁﾙﾊﾟﾗﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾁｵﾉﾍﾞﾝｾﾞﾝﾎｽﾎﾈｲﾄ（別名ＥＰＮ）に限る。）		mg/ℓ	1以下	0.01未満
六価クロム化合物		mg/ℓ	0.5以下	0.005未満
砒素及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
シアン化合物		mg/ℓ	1以下	0.01未満
ポリ塩化ビフェニル		mg/ℓ	0.003以下	0.0003未満
トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.3以下	0.003未満
テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
ジクロロメタン		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
四塩化炭素		mg/ℓ	0.02以下	0.0002未満
1･2－ジクロロエタン		mg/ℓ	0.04以下	0.0004未満
1･1－ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
シス-1･2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.4以下	0.004未満
1･1･1-トリクロロエタン		mg/ℓ	3以下	0.03未満
1･1･2-トリクロロエタン		mg/ℓ	0.06以下	0.0006未満
1-3－ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.02以下	0.0002未満
チウラム		mg/ℓ	0.06以下	0.0006未満
シマジン		mg/ℓ	0.03以下	0.0003未満
チオベンカルブ		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
ベンゼン		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
セレン及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
ほう素及びその化合物		mg/ℓ	海域以外　ほう素50以下	0.98
		mg/ℓ	海域　ほう素230以下	
ふつ素及びその化合物		mg/ℓ	ふつ素15以下	0.8未満
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/ℓ	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	12
※	水素イオン濃度（水素指数）	mg/ℓ	海域以外　5.8以上8.6以下	7.2
		mg/ℓ	海域　5.0以上9.0以下	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下	1未満
	化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下	8
	浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下	3

※ 毎月検査を実施している【1】

【2】-2

省令別表第１に定める検査項目		単位	排出基準	採取年月日 R4.11.17 結果年月日 R4.12.1
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）		mg/ℓ	5以下	0.5未満
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		mg/ℓ	30以下	0.5未満
フェノール類含有量		mg/ℓ	5以下	0.5未満
銅含有量		mg/ℓ	3以下	0.3未満
亜鉛含有量		mg/ℓ	2以下	0.2未満
溶解性鉄含有量		mg/ℓ	10以下	1未満
溶解性マンガン含有量		mg/ℓ	10以下	1未満
クロム含有量		mg/ℓ	2以下	0.2未満
※	大腸菌群数	個/cm³	3000個以下	190
	窒素含有量	mg/ℓ	120（日間平均60）以下	13
燐含有量		mg/ℓ	16（日間平均8）以下	0.8未満

※ 毎月検査を実施している【1】

【3】水質検査（年２回）　周辺海水

省令別表第２に定める検査項目	単位	排出基準	採取年月日 R4.5.12	R4.11.17
			結果年月日 R4.5.27	R4.12.1
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと。	検査結果 不検出	不検出
総水銀	mg/ℓ	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満
カドミウム	mg/ℓ	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満
鉛	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満
六価クロム	mg/ℓ	0.05以下	0.005未満	0.005未満
砒素	mg/ℓ	0.01以下	0.003	0.002
全シアン	mg/ℓ	検出されないこと。	0.01未満	0.01未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと。	0.0003未満	0.0003未満
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03以下	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.004以下	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
1･2－ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満
1･1－ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02以下	0.01未満	0.01未満
シス-1･2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下	0.004未満	0.004未満
1･1･1－トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	0.1未満	0.1未満
1･1･2－トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満
1-3－ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	mg/ℓ	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	mg/ℓ	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満
セレン	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第1項第5号ヘ、同条第2項第14号ハの測定値）

【2】-1 水質検査（年１回） 放流水

省令別表第１に定める検査項目		単位	排出基準	採取年月日 R3.11.25 結果年月日 R3.12.10
アルキル水銀化合物		mg/ℓ	検出されないこと。	検査結果 不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/ℓ	0.005以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
鉛及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
有機燐化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びｴﾁﾙﾊﾟﾗﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾁｵﾉﾍﾞﾝｾﾞﾝﾎｽﾎﾈｲﾄ（別名ＥＰＮ）に限る。）		mg/ℓ	1以下	0.01未満
六価クロム化合物		mg/ℓ	0.5以下	0.005未満
砒素及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
シアン化合物		mg/ℓ	1以下	0.01未満
ポリ塩化ビフェニル		mg/ℓ	0.003以下	0.0003未満
トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.3以下	0.003未満
テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
ジクロロメタン		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
四塩化炭素		mg/ℓ	0.02以下	0.0002未満
1･2－ジクロロエタン		mg/ℓ	0.04以下	0.0004未満
1･1－ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
シス-1･2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.4以下	0.004未満
1･1･1-トリクロロエタン		mg/ℓ	3以下	0.03未満
1･1･2-トリクロロエタン		mg/ℓ	0.06以下	0.0006未満
1-3－ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.02以下	0.0002未満
チウラム		mg/ℓ	0.06以下	0.0006未満
シマジン		mg/ℓ	0.03以下	0.0003未満
チオベンカルブ		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
ベンゼン		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
セレン及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
ほう素及びその化合物		mg/ℓ	海域以外　ほう素50以下	0.67
		mg/ℓ	海域　ほう素230以下	
ふつ素及びその化合物		mg/ℓ	ふつ素15以下	0.8未満
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/ℓ	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	17
※	水素イオン濃度（水素指数）	mg/ℓ	海域以外　5.8以上8.6以下	7.6
		mg/ℓ	海域　5.0以上9.0以下	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下	5
	化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下	10
	浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下	1未満

※ 毎月検査を実施している【1】

【2】-2

省令別表第１に定める検査項目		単位	排出基準	採取年月日 R3.11.25 結果年月日 R3.12.10
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）		mg/ℓ	5以下	0.5未満
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		mg/ℓ	30以下	0.5未満
フェノール類含有量		mg/ℓ	5以下	0.5未満
銅含有量		mg/ℓ	3以下	0.3未満
亜鉛含有量		mg/ℓ	2以下	0.2未満
溶解性鉄含有量		mg/ℓ	10以下	1未満
溶解性マンガン含有量		mg/ℓ	10以下	1未満
クロム含有量		mg/ℓ	2以下	0.2未満
※	大腸菌群数	個/cm³	3000個以下	130
	窒素含有量	mg/ℓ	120（日間平均60）以下	19
燐含有量		mg/ℓ	16（日間平均8）以下	0.8未満

※ 毎月検査を実施している【1】

【3】水質検査（年２回） 周辺海水

省令別表第２に定める検査項目	単位	排出基準	採取年月日	R3.5.26	R3.11.25
			結果年月日	R3.6.15	R3.12.10
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと。	検査結果	0.0005未満	不検出
総水銀	mg/ℓ	0.0005以下		0.0005未満	0.0005未満
カドミウム	mg/ℓ	0.01以下		0.0003未満	0.0003未満
鉛	mg/ℓ	0.01以下		0.002	0.001未満
六価クロム	mg/ℓ	0.05以下		0.005未満	0.005未満
砒素	mg/ℓ	0.01以下		0.002	0.003
全シアン	mg/ℓ	検出されないこと。		0.01未満	0.01未満
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと。		0.0003未満	0.0003未満
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03以下		0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下		0.001未満	0.001未満
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.004以下		0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下		0.0002未満	0.0002未満
1･2－ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下		0.0004未満	0.0004未満
1･1－ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02以下		0.01未満	0.01未満
シス-1･2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下		0.004未満	0.004未満
1･1･1－トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下		0.1未満	0.1未満
1･1･2－トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下		0.0006未満	0.0006未満
1-3－ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下		0.0002未満	0.0002未満
チウラム	mg/ℓ	0.006以下		0.0006未満	0.0006未満
シマジン	mg/ℓ	0.003以下		0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下		0.002未満	0.002未満
ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下		0.001未満	0.001未満
セレン	mg/ℓ	0.01以下		0.001未満	0.001未満

■規則第四条の五の二第四号二（省令第1条第1項第5号ヘ、同条第2項第14号ハの測定値）

【2】-1 水質検査（年１回）　放流水

省令別表第１に定める検査項目		単位	排出基準	採取年月日 R2.11.30 結果年月日 R2.12.14
アルキル水銀化合物		mg/ℓ	検出されないこと。	検査結果 不検出
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		mg/ℓ	0.005以下	0.0005未満
カドミウム及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
鉛及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.002
有機燐化合物（ﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾐﾁﾙﾊﾟﾗﾁｵﾝ、ﾒﾁﾙｼﾞﾒﾄﾝ及びｴﾁﾙﾊﾟﾗﾆﾄﾛﾌｪﾆﾙﾁｵﾉﾍﾞﾝｾﾞﾝﾎｽﾎﾈｲﾄ（別名ＥＰＮ）に限る。）		mg/ℓ	1以下	0.01未満
六価クロム化合物		mg/ℓ	0.5以下	0.005未満
砒素及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.002
シアン化合物		mg/ℓ	1以下	0.01未満
ポリ塩化ビフェニル		mg/ℓ	0.003以下	0.0003未満
トリクロロエチレン		mg/ℓ	0.3以下	0.003未満
テトラクロロエチレン		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
ジクロロメタン		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
四塩化炭素		mg/ℓ	0.02以下	0.0002未満
1･2－ジクロロエタン		mg/ℓ	0.04以下	0.0004未満
1･1－ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
シス-1･2-ジクロロエチレン		mg/ℓ	0.4以下	0.004未満
1･1･1-トリクロロエタン		mg/ℓ	3以下	0.03未満
1･1･2-トリクロロエタン		mg/ℓ	0.06以下	0.0006未満
1-3－ジクロロプロペン		mg/ℓ	0.02以下	0.0002未満
チウラム		mg/ℓ	0.06以下	0.0006未満
シマジン		mg/ℓ	0.03以下	0.0003未満
チオベンカルブ		mg/ℓ	0.2以下	0.002未満
ベンゼン		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
セレン及びその化合物		mg/ℓ	0.1以下	0.001未満
ほう素及びその化合物		mg/ℓ	海域以外　ほう素50以下	0.28
		mg/ℓ	海域　ほう素230以下	
ふつ素及びその化合物		mg/ℓ	ふつ素15以下	0.8未満
ｱﾝﾓﾆｱ、ｱﾝﾓﾆｳﾑ化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		mg/ℓ	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200以下	1.8
※	水素イオン濃度（水素指数）	mg/ℓ	海域以外　5.8以上8.6以下	5.8
		mg/ℓ	海域　5.0以上9.0以下	
	生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/ℓ	60以下	1未満
	化学的酸素要求量（COD）	mg/ℓ	90以下	6
	浮遊物質量（SS）	mg/ℓ	60以下	62

※ 毎月検査を実施している【1】

【2】-2

省令別表第１に定める検査項目		単位	排出基準	採取年月日 R2.11.30 結果年月日 R2.12.14
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（鉱油類含有量）		mg/ℓ	5以下	0.5未満
ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		mg/ℓ	30以下	0.5未満
フェノール類含有量		mg/ℓ	5以下	0.5未満
銅含有量		mg/ℓ	3以下	0.3未満
亜鉛含有量		mg/ℓ	2以下	0.2未満
溶解性鉄含有量		mg/ℓ	10以下	1未満
溶解性マンガン含有量		mg/ℓ	10以下	1未満
クロム含有量		mg/ℓ	2以下	0.2未満
※	大腸菌群数	個/cm³	3000個以下	0
	窒素含有量	mg/ℓ	120（日間平均60）以下	12
燐含有量		mg/ℓ	16（日間平均8）以下	1.2

※ 毎月検査を実施している【1】

【3】水質検査（年２回）　周辺海水

省令別表第２に定める検査項目	単位	排出基準	採取年月日 R2.5.12	R2.11.30
			結果年月日 R2.5.26	R2.12.14
アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと。	検査結果 不検出	不検出
総水銀	mg/ℓ	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満
カドミウム	mg/ℓ	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満
鉛	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満
六価クロム	mg/ℓ	0.05以下	0.021	0.005未満
砒素	mg/ℓ	0.01以下	0.003	0.003
全シアン	mg/ℓ	検出されないこと。	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと。	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.03以下	0.001未満	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満
ジクロロメタン	mg/ℓ	0.004以下	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
1･2－ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下	0.0004未満	0.0004未満
1･1－ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.02以下	0.01未満	0.01未満
シス-1･2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下	0.004未満	0.004未満
1･1･1－トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	0.1未満	0.1未満
1･1･2－トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満
1-3－ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
チウラム	mg/ℓ	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満
シマジン	mg/ℓ	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下	0.001未満	0.001未満
セレン	mg/ℓ	0.01以下	0.002	0.001

■規則第四条の五の二第四号二（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令の測定値）

【4】ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の測定結果（年1回）

検査項目	単位	基　準	採取年月日	R5.2.2	R4.2.24	R3.2.25
			結果年月日	R5.2.28	R4.3.17	R3.3.12
放流水	pg-TEQ/ℓ	排出基準　10　以下　※		0.0017	1.8	0.0012

※ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類対策特別措置法施行規則　第一条の二　別表第二

排出基準：　健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するため、施設は「排出基準」を順守しなければならない。

環境基準：　空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

■施行規則　第四条の五の二第四号イ　　※平成30年度埋立終了　　単位 t

【5】埋め立てた一般廃棄物の種類と数量

		H30.4	H30.5	H30.6	H30.7	H30.8	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	累計
御所浦クリーンセンター	焼却灰	4.59	2.76	2.24	2.28	3.94	2.00	3.81	2.32	－	－	－	－	23.94
	キレート固化	0.71	0.74	0.00	0.00	0.74	1.00	0.78	0.00	－	－	－	－	3.97
小　計		5.30	3.50	2.24	2.28	4.68	3.00	4.59	2.32	0.00	0.00	0.00	0.00	27.91

		H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	累計
御所浦クリーンセンター	焼却灰	2.52	4.24	3.98	2.39	4.30	3.03	4.87	3.72	1.96	1.62	1.61	4.12	38.36
	キレート固化	0.66	0.55	0.00	0.83	0.92	0.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.46	0.00	3.84
小　計		3.18	4.79	3.98	3.22	5.22	3.45	4.87	3.72	1.96	1.62	2.07	4.12	42.20

		H28.4	H28.5	H28.6	H28.7	H28.8	H28.9	H28.10	H28.11	H28.12	H29.1	H29.2	H29.3	累計
御所浦クリーンセンター	焼却灰	5.80	2.50	5.62	1.25	3.21	2.33	3.14	2.99	3.02	5.74	1.50	2.88	39.98
	キレート固化	0.92	0.00	0.95	1.68	0.00	0.88	0.79	0.91	0.00	0.79	0.00	0.86	7.78
小　計		6.72	2.50	6.57	2.93	3.21	3.21	3.93	3.90	3.02	6.53	1.50	3.74	47.76

		H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	H28.1	H28.2	H28.3	累計
御所浦クリーンセンター	焼却灰	5.42	2.87	1.57	3.57	4.17	5.57	3.81	0.85	3.87	3.40	5.04	5.26	45.40
	キレート固化	0.00	0.00	0.00	0.55	0.00	0.75	0.41	0.00	0.57	0.00	0.90	0.89	4.07
小　計		5.42	2.87	1.57	4.12	4.17	6.32	4.22	0.85	4.44	3.40	5.94	6.15	49.47

・焼却灰　　：燃え殻

・キレート固化　　：飛灰をキレート剤で固めたもの

【6】施設の定期点検項目と結果

■規則第四条の五の二第四号ト（省令第一条第二項第十四号ロの点検）

浸出液処理設備の定期点検	点検日	R5.3.31	R4.3.31	R3.3.31
	結　果	異常なし	異常なし	異常なし

■規則第四条の五の二第四号ロ（省令第一条第二項第七号の点検）

擁壁の定期点検 （損壊のおそれはないか）	点検日	R5.3.31	R4.3.31	R3.3.31
	結　果	異常なし	異常なし	異常なし

■規則第四条の五の二第四号ハ（省令　第一条第二項第九号の点検）

遮水工の定期点検 （効果が低下しているおそれはないか）	点検日	R5.3.31	R4.3.31	R3.3.31
	結　果	異常なし	異常なし	異常なし

■規則第四条の五の二第四号へ（省令第一条第二項第十三号の点検）

調整池の定期点検 （損壊のおそれはないか）	点検日	R5.3.31	R4.3.31	R3.3.31
	結　果	異常なし	異常なし	異常なし

■規則第四条の五の二第四号リ（省令第一条第二項第十九号）

【7】残余の埋立容量

※平成30年度埋立終了

計画埋立容量	①平成29年度末残余容量	②平成29年度埋立量	①-②平成30年度末残余容量
5,888 ㎥	65.3 ㎥	20.4 ㎥	0.0 ㎥